平成２７年（フ）第１８４５号
札幌市東区北24条東９丁目１番33号　ナベビルⅡ205号
債務者　吉川　　麗
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５９号
山形県酒田市臼ケ沢字池田通115番地の６
債務者　松浦　靖和
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２７年（フ）第１６号
埼玉県秩父市寺尾1527番地13
債務者　中島　清貴
1　決定年月日時　平成27年11月25日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２７年（フ）第８０５号
千葉県習志野市袖ケ浦３丁目２番２―207号
債務者　雨宮　慶一
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第８０６号
千葉県習志野市袖ケ浦３丁目２番２―207号
債務者　雨宮　芳枝
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第８４４号
千葉市美浜区高洲２丁目８番９棟109号
債務者　岩崎　保雄
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第８５４号
千葉県市原市君塚２丁目２番地２　コーポユニコーン105
債務者　小野寺可菜
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第８７９号
千葉県船橋市南三咲２丁目25番14号
債務者　夏堀　良一
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第８９５号
千葉県市川市真間１丁目13番１号　（ヴィラ樹林101号）
債務者　間藤まさ子
1　決定年月日時　平成27年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２７２号
静岡県沼津市小諏訪620番地の12
債務者　田中　鉄也（旧姓片山）
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第２５１号
静岡県富士宮市宮原462番地の１　シティーハイムみやはら202号室、前住所静岡県富士宮市三園平965番地
債務者　佐々木貴俊
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第９７５号
京都市西京区桂千代原町58番地４　ハイツ大八木106
債務者　近美　佳江
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第９９３号
京都市東山区大和大路通五条上る山崎町366番地
債務者　玉井　康夫
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第９９４号
京都市右京区太秦安井辰巳町11番地の３
債務者　川田　雅世
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１０００号
京都市伏見区深草川久保町11番地の16
債務者　清水敦美こと　朴　　敦美
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１００１号
京都市南区東九条南烏丸町35番地の６　南烏丸市営住宅１棟612号
債務者　板野　　久
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１００９号
京都市山科区上花山桜谷１番地２　パデシオン山科夢ケ丘410号
債務者　瀧野工芸こと　瀧野　秀彦
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係